

一般社団・財団法人 代表者 様

長野県総務部情報公開・法務課長

長野圏域の感染警戒レベル4に引き上げたことに伴う周知について(依頼)

日ごろより公益活動の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関する感染防止策等に格別の御高配を賜り、重ねて御礼申し上げます。

長野圏域における直近1週間(3月11日～17日)の人口10万人当たりの新規陽性者数は12.68人となっています。

これは、県独自の感染警戒レベルにおいて、圏域をレベル4に引き上げる目安となる基準に該当し、また、集団発生や感染経路不明の事例などのリスクの高い事例も発生しており、「感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要な状態」と認められます。

このため、同圏域の感染警戒レベルを4に引き上げ、「新型コロナウイルス特別警報Ⅰ」を発出することを決定しました。

つきましては、別添のメッセージについて、貴法人の社員、役員、評議員等に対し、周知していただくようお願いします。

情報公開・法務課 法務係 (課長) 神事 正實 (担当) 矢野 萌子 電 話 026-235-7057 (直通) ファクシミリ 026-235-7370 電子メール koeki@pref.nagano.lg.jp
--

長野圏域に「新型コロナウイルス特別警報 I」を発出します

令和3年3月18日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 趣旨

長野圏域においては、3月15日に感染警戒レベルを3に引き上げ、「新型コロナウイルス警報」を発出したところですが、その後も陽性者の確認が相次いでおり、直近1週間（3月11日～17日）の新規陽性者は67人、人口10万人当たりでは12.68人となっています。

これは、県独自の感染警戒レベルにおいて、圏域をレベル4に引き上げる目安となる基準に該当し、また、集団発生や感染経路不明の事例などのリスクの高い事例が発生しており、「感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要な状態」とであると認められます。

したがって、長野圏域の感染警戒レベルをレベル4に引き上げ、「新型コロナウイルス特別警報 I」を発出します。

2 県民及び事業者の皆様へのお願い

長野圏域にお住まいの皆様、訪問される皆様、事業者の皆様は、「年度末・年度始め（3/20～4/9）を迎えるに当たっての知事メッセージ」に沿った対応を徹底してください。

3 長野圏域における県の対策強化について

長野圏域におけるさらなる感染拡大を防ぐため、県として実施する感染症対策を次のとおり強化します。長野圏域にお住まいの皆様、訪問される皆様、事業者の皆様は、県の対策にご協力いただくようお願いいたします。

（なお、特措法の根拠規定を記載した取組以外は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和2年長野県条例第25号）第5条に基づく感染症対策として実施するものです。）

（県民の皆様へのお願い）

- ① 会食における基本的な感染防止策の徹底について協力を要請します
- ② 感染拡大予防ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の利用を控えるよう協力を要請します

（事業者の皆様へのお願い）

- ③ 飲食店などにおける感染拡大予防ガイドラインの遵守について協力を要請します
- ④ オフィスや工場など職場での感染防止対策の徹底を働きかけます
（積極的な検査等の実施）
- ⑤ 長野市と連携してさらなる積極的な検査とクラスター対策を実施します

① 会食における基本的な感染防止策の徹底について協力を要請します（特措法第24条第9項）

会食については、信州版「“新たな会食”のすゝめ」の遵守をお願いしているところですが、長野圏域にお住まいの皆様は、会食を実施する必要がある場合は、改めて、万全の対策を行っていただくようお願いいたします。

② 感染拡大予防ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の利用を控えるよう協力を要請します (特措法第 24 条第 9 項)

長野圏域にお住まいの皆様や訪問される皆様に、酒類の提供を行う飲食店を利用する場合は、店内における対人距離の確保、マスクの着用、施設の換気・消毒などの対策や「新型コロナ対策推進宣言」等の実施などを確認し、感染拡大予防ガイドラインを遵守していない店の利用を控えるよう協力を要請します。

③ 飲食店などにおける感染拡大予防ガイドラインの遵守について協力を要請します (特措法第 24 条第 9 項)

長野圏域の事業者の皆様、感染拡大予防ガイドラインの遵守を徹底するとともに、対策を講じていることを店頭及び店内に掲示してお客様に協力を呼びかけるよう要請します。

④ オフィスや工場など職場での感染防止対策の徹底を働きかけます

事業所における大規模な集団発生の事例が確認されています。感染拡大を抑止するとともに、こうした感染の発生に伴う事業活動への影響を避けるためにも、職場においては、手洗い・手指消毒の励行、マスクの着用、定期的な換気など基本的な感染防止策を徹底するよう、県から経済団体等を通じて事業者に対して強力的に働きかけを行います。

また、特に休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化によりマスクを外して会話するなど、感染リスクが高まるおそれがあるとされており、休憩室、喫煙所、更衣室においても感染防止に努めるよう、さらに、在宅勤務・テレワーク、時差出勤等を積極的に導入し、対応可能な場合は、職場に出ている職員数が通常より少なくなるよう、事業者を重ねて働きかけを行います。

⑤ 長野市と連携してさらなる積極的な検査とクラスター対策を実施します

保健所設置市である長野市と連携し、疫学調査に基づき、感染事例に係る濃厚接触者の把握と全員検査に加え、集団発生の事例に係る従業員やその家族などの接触者についても幅広く検査対象として積極的に検査を実施します。また、クラスター対策チーム (CCT-Nagano) を機動的に派遣します。

新型コロナウイルス感染症をきっかけとして差別や誹謗中傷が生まれ、苦しんでいる人がいます。また、誹謗中傷をおそれるあまりに受診をためらうことは、重症化のリスクを高めるほか、さらなる感染の拡大を招きかねません。

県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち「支えあい」の輪を広げ、みんなで乗り越えていきましょう。

県では、市町村等と連携してまん延防止のための対策や医療提供体制及び検査体制の充実を一層推進するとともに、県民の皆様への働きかけを徹底してまいります。

県民皆で力を合わせこの難局を乗り越えていきましょう。